

報道機関各位



「Hirata グループ行動規範」を制定いたしました

平田機工株式会社（本社：熊本県熊本市、代表取締役社長：平田雄一郎、以下「当社」）は、2024年1月「Hirata グループ行動規範」を制定しました。

この規範は、当社が ESG 経営を実践するにあたり、当社グループで働くすべての役員・従業員がとるべき行動を規定したもので、会社の根幹をなす重要規範と位置付けています。ESG 経営実践に向けた当社の具体的取り組みを広く社会の皆さまにもご理解いただきたく、以下のとおりお知らせいたします。

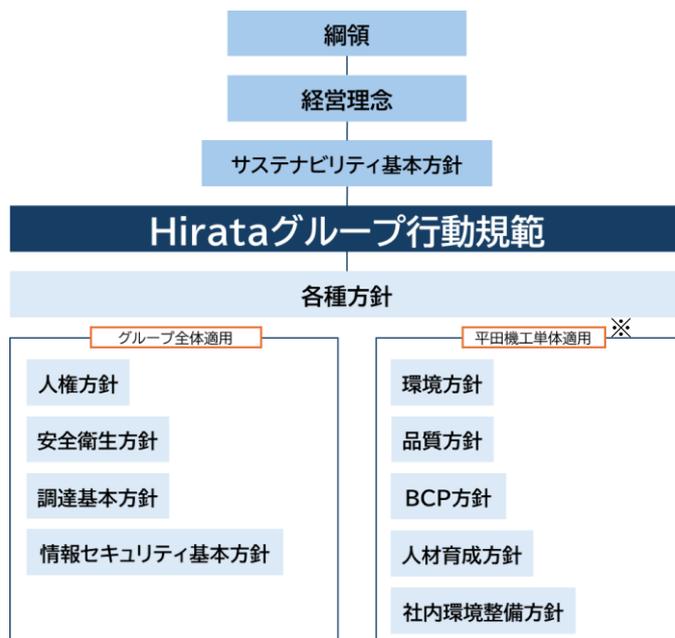
記

I. 「Hirata グループ行動規範」とは

当社は、中期経営計画（2022年度-2024年度）において、4つの基本方針の一つに「ESG 経営の推進」を掲げています。これは、持続可能（サステナブル）な社会の実現に向けて、当社の事業成長と社会的課題の解決を両立する経営を実践することを意味しています。

今回制定した「Hirata グループ行動規範」は、その実践にあたり Hirata グループのすべての役員・従業員がとるべき行動を明文化したもので、役員・従業員の行動を規定するルール体系としては最上位に位置付けています。

<経営理念体系における位置づけのイメージ>



※2024年2月時点での適用範囲を示しています。今後はグループ全体適用の範囲を拡大します。

Ⅱ. 「Hirata グループ行動規範」制定の背景

当社グループの役員・従業員の行動を規定する行動規範はこれまでも存在しましたが、法令遵守に主眼を置いた「コンプライアンス憲章」の一部と位置づけられており、内容も限定的でした。

今回、当社事業のさらなるグローバル化に伴い、当社の行いが国内・外に影響を及ぼす可能性があることや、世界的に事業を展開するお客様やサプライヤー様のご意見なども踏まえ、持続可能な社会の実現に不可欠と言われる国際的な規範やルール（※）などを参考に、当社グループの役員・従業員がとるべき行動を規定した行動規範を新たに制定いたしました。

従前の行動規範ではカバーできていなかった新たな領域（例：贈収賄の禁止など）の網羅性が高まることと、今後頻度が増すと思われる海外のお客様や ESG 調査機関などからの調査に対しても、持続可能な社会の実現に貢献するための当社の具体的な取組みについての的確にアピールできるものと考えます。

今後、あらゆる場面でこの行動規範を実践することで、当社グループの役員・従業員一人ひとりが持続可能な社会の実現に貢献することを期待いたします。

※ 参考にした国際的規範やルール

- **国連グローバル・コンパクト**

持続可能な社会の実現に向け、国連と民間企業が共同で推進する取組み。人権、労働、環境、腐敗防止の4つの分野について、実践すべき10の原則が定められています。当社は2023年9月に、趣旨に賛同する署名を行い、この取組みへの参加を宣言いたしました。

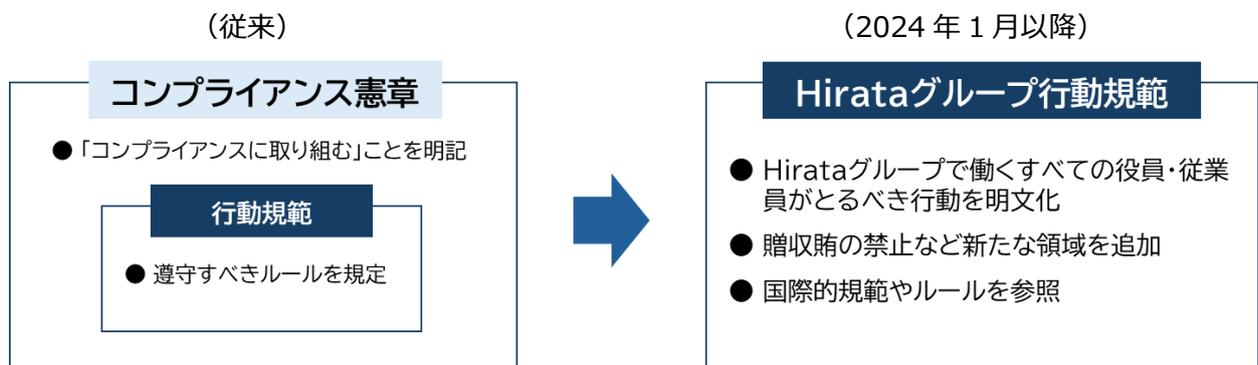
- **RBA (Responsible Business Alliance) 行動規範**

自社だけでなくサプライチェーン全体において労働、安全衛生、環境、倫理が確保されることを目指して定められた国際的な行動規範。これらの行動規範が確実に実践されるためのマネジメントシステムの構築も求められます。当社は、2023年より、RBA 行動規範に則した事業運営が行われているか、第三者による監査を受け取組みの質向上を図っています。

- **経団連「企業行動憲章」**

経団連が定めた行動原則で、持続可能な社会の実現に向けて企業が果たす社会的責任が10の原則として規定されています。当社は、2023年11月に経団連に加入するとともに、本憲章への賛同を表明しました。

<行動規範に関する再編イメージ>



* 今回の「Hirata グループ行動規範」の制定に伴い、「コンプライアンス憲章」は廃止いたしました。

Ⅲ. Hirata グループ行動規範の主な内容

「Hirata グループ行動規範」は以下の内容で構成されています。

(今回新たに追加した項目は下線で示しています)

カテゴリー	具体的な行動原則
1. 人・従業員との関係	・人権の尊重 <u>・安全かつ健全な労働環境</u> <u>・人材の育成</u>
2. お客さま・サプライヤー さまとの関係	・公正な競争・取引 <u>・公正かつ誠実な調達</u> <u>・製品の安全性・品質向上</u> <u>・贈収賄の禁止、接待・贈答への対応</u>
3. 社会との関係	・法令・社会規範の遵守 <u>・技術革新</u> <u>・環境への配慮</u> <u>・安全保障輸出管理</u> ・反社会勢力の排除 ・社会貢献
4. 株主・投資家の皆さま との関係	・経営情報の開示 ・インサイダー取引の禁止
5. 会社資産・情報の管理 および保護	・機密情報および個人情報の管理 <u>・知的財産権の保護</u> <u>・情報セキュリティ</u> <u>・利益相反取引の禁止</u>
6. 違反の報告と措置	・本規範の違反を察知した際の対応
7. 経営陣の責任	<u>・経営陣による規範の周知徹底</u>

【ご参考】「Hirata グループ行動規範」全文はこちらからご覧いただけます

→ [「Hirata グループ行動規範」](#)

以上

本件に関するお問い合わせ：
平田機工株式会社 管理本部 コーポレートコミュニケーション部
TEL：096-272-5558
Mail：hirata_info@hirata.co.jp